

# あづみの

編集・発行 長野県安曇野市役所企画財政部  
まちづくり推進課広報広聴係  
〒399-8205 長野県安曇野市豊科 4932-46  
本 庁 舎 Tel. 0263-71-2000  
豊科総合支所 Tel. 0263-72-3111  
穂高総合支所 Tel. 0263-82-3131  
三郷総合支所 Tel. 0263-77-3111  
堀金総合支所 Tel. 0263-72-3106  
明科総合支所 Tel. 0263-62-3001

## 地域ブランド研究大会に 参加しませんか

市と信州大学が連携して、地域ブランドについて研究し、実践した成果などを発表します。

信州大学教授による安曇野に関する研究『コミュニティと住民意識』『地域イメージの中の安曇野』の発表、地域の皆さんとのパネルディスカッションなどが行われます。この機会に「安曇野ブランド」について考えてみませんか。入場無料です。ぜひ、ご参加ください。

■日時 6月18日(日)

午後1時30分～5時

■場所 堀金総合体育館サブアリーナ  
■問い合わせ 企画財政部まちづくり推進課 (TEL 71・2000)

## 下水道受益者負担金（分担金） 納付書の発送について

市では、平成18年度の下水道受益者負担金・分担金納入通知書を7月下旬に郵送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。今後の納期限は、次とおりです。

第1期 8月31日  
第2期 10月31日  
第3期 12月25日  
第4期 2月末日

■問い合わせ 上下水道部上下水道課下水道係 (TEL 72・3111)

■問い合わせ 市民環境部環境課環境係 (TEL 82・3131)

## 三郷新規就農者住宅 入居者募集

三郷地域(およひき)及木地区にある新規就農者住宅(1棟)の入居者を次とおり募集します。

### ■住宅概要

・住所 三郷明盛4109-6  
・間取り 3K・バストイレ付  
・使用料 月額15,000円

## お知らせ

### 河川や水路に ごみを捨てないで

川や水路へのごみのポイ捨てが目立ちます。ごみを捨てない、ごみを持ち帰るといった最低限度のマナーを守つて美しいまちづくりを進めましょう。

また、農繁期を迎えると、あぜ草刈りの時期になりました。毎年、あぜ草などが水路に流れ、詰まるといった苦情や相談が寄せられます。

水路付近の草刈り作業のときは、草を流さないように注意をお願いします。

■入居期間 原則5年間 平成18年8月1日から

### ■入居資格

市内に新規就農し、意欲的かつ現実的な営農計画を持つ人で、現在、住居に困窮している人

人

■応募方法 入居申込書と営農計画書を提出してください。

■応募期限 6月30日(金)

■入居者選定 専門委員会による書類審査により選定

■問い合わせ・申込書の請求先 三郷総合支所産業観光課農政係 (TEL 77・3111)

## 6月の納期

- 市県民税 ..... (第1期)
- 介護保険料 ..... (6月分)
- 水道料 ..... (穂高・三郷地域)
- 下水道使用料 ... (豊科・堀金・明科地域)

= 納期限は 6月30日(金) =

お手元の納付書をご確認の上、  
早めに納付しましょう

## 狂犬病予防注射 未接種の犬は必ず受けましょう！

市では、狂犬病予防注射をまだ受けていない犬を対象に、再度、実施します。どこの会場でも予防注射・新規登録ができます。

- 登録・予防注射の手数料と料金
- ・登録手数料 3,000円
- ・注射料金 550円
- \*1匹当たりの料金です。
- \*手数料・料金は、おつりのないようご協力ください。

### ■注意事項

- お手元に届いたはがきは、受付票を兼ねます。忘れないで持参してください。

地域	期日	時間	場所
豊科	6月24日(土)	13:10~13:30	豊科総合支所前
		13:40~14:00	踏入コミュニティセンター前
		14:10~14:30	アルプス区公民館前
		14:40~15:00	たつみ原区公民館前
		15:10~15:30	真々部公民館前
穂高	6月24日(土)	15:40~16:00	上島羽地域農業推進拠点施設前
		9:00~9:30	穂高総合支所前
		9:45~10:10	J A 西穂高支所前
		10:25~10:50	しゃくなげ荘駐車場
		11:05~11:25	古厩公民館前
三郷	6月23日(金)	11:35~12:00	J A 北穂高支所駐車場
		9:00~9:30	三郷総合支所前駐車場
		9:40~10:00	中萱分館前
		10:10~10:30	農村環境改善センター前 (JAあづみ温支所隣)
		10:40~11:00	小倉多目的研修センター前
堀金	6月24日(土)	9:00~9:30	下堀公民館前
		9:40~10:10	岩原公民館前
		10:20~10:50	田尻公民館前
		11:00~11:30	堀金総合支所前
		13:10~13:20	北村集会所前
明科	6月23日(金)	13:30~13:40	上押野営農センター前
		13:50~14:00	荻原農村都市交流センター前
		14:05~14:15	小泉農業研修センター前
		14:25~14:35	潮老人集会施設前
		14:45~15:00	明科総合支所前

ださい。

○次に該当する犬は、動物病院で診察を受けてから予防注射の接種を行ってください。

・健康状態に不安のある犬

・現在、治療中の犬

・過去に注射後に異常を起こしたことがある犬

○健康上の理由で、接種できない場合は、獣医師から「狂犬病予防注射猶予証明書」(有料)を取得し、支所窓口へ提出してください。

○犬をしつかり抑えられる人が付き添い、首輪が抜けないようにしてください。

■問い合わせ 各総合支所市民環境課 生活環境係

○お手元に届いたはがきは、受付票を兼ねます。忘れないで持参してください。

○お手元に届いたはがきは、受付票を兼ねます。忘れないで持参してください。



## 無料法律相談の開催

市では、長野県弁護士会松本在住会の協力で、無料法律相談会を開催します。相談内容などの秘密は固く守られます。

■日時 7月5日(水) 午後1時30分～4時30分

■場所 穂高総合支所大会議室

■定員 8人(要予約)

■相談時間 1人20分程度

■申込方法 6月27日(火)の午前9時～正午までに電話でお申し込みください。先着8人になり次第、締め切ります。

■申し込み・問い合わせ 総務部総務課庶務係(TEL 71-2000)

■登記・法律無料相談の開催 司法書士による登記・法律無料相談所を開設します。

土地や建物の相続・贈与・売買などの不動産の権利の登記や会社・法人などの設立・変更・解散などの登記、裁判所への提出書類の作成などに関するさまざまな相談に応じます。秘密は、厳守します。

■日時 6月22日(木)  
(午前の部)午前9時～12時

■実施日 毎週月曜日(休日の場合)

・受付時間 午後5時まで

■休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

■問い合わせ 松本社会保険事務所

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

■月曜夜間と第2土曜日の年金相談をご利用ください

松本社会保険事務所では、今年から月曜夜間と休日に年金相談を行っています。代理の人があられる場合は、委任状が必要となります。

相談に来られる場合は、年金手帳または年金証書と印鑑を持参してください。代理の人があられる場合は、委任状が必要となります。

月曜夜間と第2土曜日の年金相談の延長

・実施日 每週月曜日(休日の場合)

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午前9時30分～午後4時

・休日年金相談

・実施日 每月第2土曜日

・受付時間 午後5時まで

・休日年金相談

# 安曇野市の地域福祉を総合的に推進するため

## 「地域福祉計画」を策定します

### 地域福祉計画の策定に

#### 参加しませんか

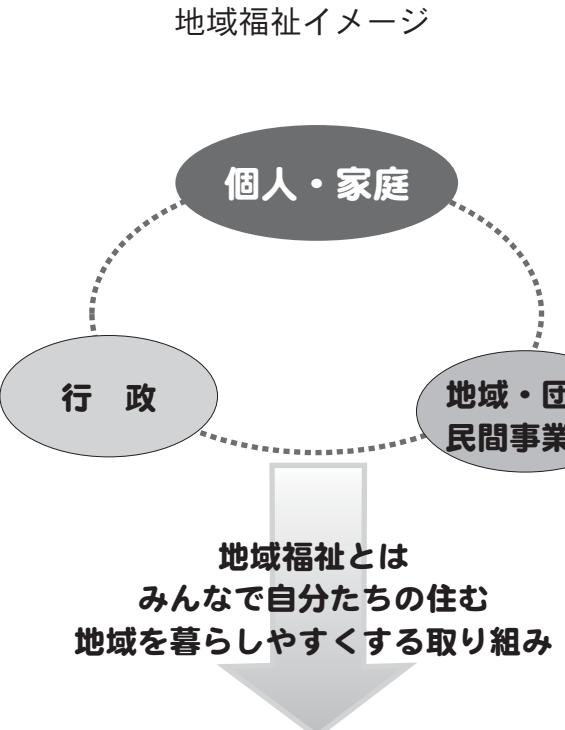
##### 地域福祉とは？

私たちの住んでいる地域には、介護を必要としている高齢者や障害者、子育てや介護に悩む家族など、自立した生活を送るために、さまざまな形で支援を必要としている人がいます。また、独り暮らしで話し相手のいない人、慣れない言葉や文化の違いに戸惑う外国籍の人など悩みや不安を多く抱えている人もいます。市では、こうした多様化する福祉ニーズに応えるために、福祉サービスの充実を図っていますが、すべてに応えていくには、困難な状況もあります。そこで必要となるのが、地域住民同士の支え合いの関係です。すべての人が住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく、安心した生活が送れるよう地域住民・行政・福祉サービス事業者などが、協働し、地域全体で自分たちの住む地域を暮らしやすくする取り組み、それが「地域福祉」です。



##### 地域福祉計画とは？

私たちの住む地域には、さまざまな人が暮らしていて、支援を必要とする人もいます。誰もが安心して、生活課題解決のために行政や地域社会、民間事業者、各個人が何をしなければならないかを年齢や障害の有無どいつた枠を越えて、総合的な視点で、計画を立てていくのが地域福祉計画です。



### 安曇野市の目指す将来像の実現

地域福祉計画は、市民と行政が一体となり、地域住民の皆さんに生活上のさまざまな課題に目を向けていたとき、そこで出た意見を十分に反映させながら策定する計画です。そのためこの計画は、今後の安曇野市の地域福祉を総合的に推進する上での大きな柱になります。

市では、地域福祉社会の実現に向け、多くの市民の皆さんに、計画づくりに参画していただくことにより、市民に根ざした総合的な福祉計画になるものと考えています。

**BOX check** **南穂高児童館**  
**夏休み児童クラブ指導員の募集**

豊科南穂高児童館では、夏休み中に障害がある児童を受け入れ、児童館で過ごす事業を実施しています。そこで子どもたちと一緒に遊んでいただける指導員を募集します。

- 内 容 障害がある児童と一緒に遊ぶ
- 募集人員 10人（代替も含む）
- 必要資格 保育士免許または教員免許
- 採用期間 小学校の夏休みの間  
(7月26日～8月21日お盆除く)
- 賃 金 市臨時職員と同様
- 応募期限 6月24日（土）
- 応募方法 応募を希望する人は、南穂高児童館まで連絡をお願いします。（申込書・履歴書・資格証の写しが必要です）
- 問い合わせ 南穂高児童館（TEL71・5150）

**BOX check** **児童手当を受給する保護者の皆さんへ**

#### 忘れずに 児童手当「現況届」の提出を

児童手当を受けている皆さんは、毎年6月末までに、その年の6月1日現在の状況を記載した現況届を提出していかなければなりません。

これは、引き続き児童手当の支給を受ける要件があるか確認するためのもので、提出されない場合は、手当での支給が受けられなくなります。

該当する皆さんには、郵送により通知しますので、忘れずに提出してください。

#### ■提出場所および連絡先

- 豊科第1デイサービスセンター内福祉係  
(TEL73・8280)
- 穂高健康支援センター内福祉係 (TEL81・0729)
- 三郷総合支所内福祉係 (TEL77・3111)
- 堀金総合支所内福祉係 (TEL72・3106)
- 明科総合福祉センター内福祉係 (TEL81・2941)

#### 児童手当6ヶ月分の 振り込みをご確認ください

児童手当6ヶ月分（2月～5月分）を6月15日（木）に、受給者の皆さんのお口座へ振り込みます。ただし、小学校5年生、6年生については、4月分と5月分が支給となります。

また、対象となる児童を養育していて、手続をされていない場合は、児童保育課児童係までご連絡ください。

※児童手当は、4月から0歳～12歳までの児童を養育している皆さん対象となりました。

■問い合わせ 児童保育課児童係 (TEL 81・0727)

- |                                   |  |                                 |   |  |                 |   |
|-----------------------------------|--|---------------------------------|---|--|-----------------|---|
| <b>地域福祉計画に関することは</b>              | <b>問い合わせ・応募先</b>   | <b>小論文テーマ</b>                   | <b>選考方法</b>   | <b>応募方法</b>  | <b>募集期間</b>     | <b>報酬</b>   |
| 健康福祉部社会福祉課<br>福祉総務係 (TEL 81・0716) | 〒399-8303<br>安曇野市穂高9181<br>健康福祉部社会福祉課福祉総務係 (TEL 81・0716)<br>Eメール<br>shakaifukushi@city.azumino.nagano.jp | 「あなたが考えるこれからの福祉」について自由にお書きください。 | ①申込書および小論文による書類選考②選考を公正かつ公平に行うため、選考委員会を設けます③結果は合否にかかわらず、7月14日（金）までに理由を付して応募者全員に通知します。 | 市ホームページまたは各総合支所健康福祉課窓口に備え付けの「委員応募申込書」に必要事項を記入し、小論文を添えて、持参・郵送・Eメールのいずれかで応募してください。なお、関係書類は返却しませんのでご了承ください。 | 6月12日（月）～30日（金） | 5人<br>平成20年3月末<br>市内に居住する20歳以上の人。ただし、次に掲げる人を除きます。<br>①国および地方公共団体の議会議員②常勤の国家公務員および地方公務員③本市の付属機関等の公募による委員である人 |

◎地域福祉計画策定委員会とは  
地域福祉計画の全体案などの内容を協議します。有識者、福祉関係団体、市民の皆さんで構成します。

地域福祉計画を策定するにあたり「地域福祉計画策定委員会」を立ち上げます。委員として活動を希望する場合は、次の要領で応募してください。





## 賃金不払残業・過重労働解消 フリーダイヤルの開設

### 信州ねんりんピック 長野県高齢者作品展 作品募集

高齢者が文化・芸術活動などを通じて、生きがいや健康づくりを行い、明るく活力ある長寿社会の実現を目指して開催されている信州ねんりんピックの出展作品を次のとおり募集します。

**■出品者資格** 長野県内在住の60歳以上のアマチュア

**■募集部門** 日本画・洋画・彫刻・手工芸・書・写真

**■申込期限** 7月25日（火）

**■申込方法** 長野県高齢者作品展出品票（所定用紙）に必要事項を記入し、お申し込みください。

**■作品搬入** 8月9日（水）までに健康福祉部高齢者介護課（穂高健康支援センター）までお持ち込みください。

**■募集案内請求・申込先** 穂高健康

支援センター内健康福祉部高齢者介護課（TEL 81・0731）

**■問い合わせ** （財）長野県長寿社会開発センター（TEL 026・226・3741）

長野労働局では、サービス残業や過重労働に関する悩み・相談を抱える労使と家族からの電話相談を実施します。

**■実施日時** 6月24日（土）午前9時～午後5時

**■電話番号** （フリーダイヤル）0120・897・933

**■問い合わせ** 長野労働局労働基準部監督課（TEL 026・223・0553）

**犀川コモンズ・砂防センターに相談ステーションを設置**

犀川コモンズ・砂防センター（旧犀川砂防事務所）では、地域の教育・福祉・農業・県税などいろいろな分野の相談に、専門職員が応じる相談ステーションを行っています。なお、各相談実施日など詳しくは、お問い合わせください。

**■相談時間** 午前10時～午後4時  
**■相談場所・問い合わせ** 犀川コモンズ・砂防センター（TEL 62・3257）

海軍従軍看護婦の人（慰労給付金受給者は除く）に對して、内閣總理大臣の書状を贈呈します。書状の受領を希望する場合は、次のとおり手続をしてください。

**■請求方法** 各総合支所健康福祉課窓口にある請求用紙に必要事項を記入し、請求時の戸籍抄本または住民票（どちらか一通）を添えて郵送してください。

**■請求期限** 平成19年3月31日

**■郵送先・問い合わせ** 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省大臣官房管理室業務担当（TEL 03・5253・5182）

**■郵送先・問い合わせ** 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省大臣官房管理室業務担当（TEL 03・5253・5182）

### 『石油事情講習会』の開催

豊科消費者の会では、『最近の世界と日本における石油事情』について講習会を行います。参加無料です。

**■日時** 6月13日（火）午前10時

**■場所** 豊科公民館講堂

**■問い合わせ** 豊科総合支所生活環境係（TEL 72・3111）

### ◇お詫びと訂正◇

#### 「広報5月号」（5月25日発行）

■21ページ 6月25日の休日当番医の白木医院は「豊科」ではなく「三郷」です。お詫びして訂正します。

## 6/1から放置（違法）駐車の取り締まりが変わりました

安全・快適な交通環境に大きな支障を及ぼす放置（違法）駐車の取り締まり処分が、6月1日から道路交通法の一部改正により以下のように変わりました。違法駐車は、歩行者・自転車の通行を妨害して事故の誘発や渋滞の原因、緊急車両の通行の妨げになります。違法駐車のない走りやすいまちづくりにご理解とご協力をお願いします。

○車両の使用者を対象とした放置違反金の制度が導入されました。

○悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置駐車も取り締まります。

○放置違反金を納付しないと車検を受けられなくなります。

○松本市、長野市では、民間の駐車監視員も放置駐車違反の確認を行っています。

■問い合わせ 安曇野警察署 交通課（TEL 72・0110）

